

「東京における都市計画道路の整備方針」の策定に伴う 都市計画道路補助50号線の取扱いについて

1 経緯

道路は、都市を形成する最も基本的なインフラであり、長期的な視点から計画的な整備を展開するため、都内には約3,200kmの都市計画道路が定められている。

東京都と特別区及び26市2町（以下「東京都等」という。）では、都市計画道路の計画的かつ効率的な整備を目指し、「東京における都市計画道路の整備方針（以下「整備方針」という。）」を協働で策定しながら、事業の推進に努めてきた。

東京都等では、平成28年3月に策定した整備方針（第四次事業化計画）の計画期間が令和7年度までとなっていることや、東京を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、令和8年3月に新たな整備方針（第五次事業化計画）を策定し公表した。

新たな整備方針では、区内に位置する都市計画道路補助50号線の一部区間が「廃止候補路線」として定められた。

【これまでの主な経緯】

- 令和7年12月 東京都「整備方針（案）」公表、東京都HP掲載
意見及び提案の募集（令和8年1月30日まで）
- 令和8年 1月 広報東京都（1月号）掲載、めぐろ区報（1月1日号）掲載
区公式ウェブサイト、区公式LINE、区公式X等による周知
- 3月 東京都「整備方針（第五次事業化計画）」公表

2 補助50号線の概要(廃止候補路線の区間)【参考資料】

- 名称 幹線街路補助線街路第50号線
- 対象延長 520m（渋谷区内から目黒区内（環状6号線まで））
- 計画幅員 15m
- 計画決定 昭和21年4月25日戦災復興院告示第15号

3 補助50号線の取扱い(都市計画の変更(原案の案))【別紙1・別紙2】

補助50号線の都市計画決定から長期間が経過し、未整備となっている現状を踏まえ、道路の必要性について再検証を行った結果、廃止候補路線の区間については拡幅整備する必要性が確認されなかったため、補助50号線の廃止に向けた都市計画の変更を行う。

なお、今回は未整備の都市計画道路を廃止するものであり、廃止区間にある現在の特別区道一級幹線2号線（通称：野沢通り）については廃止せず、区道としてこれまでどおり一般に供用する。

4 今後の進め方

補助50号線の廃止区間が渋谷区内から目黒区内に位置していることから、都市計画変更に必要な地元説明会やパブリックコメントの実施をはじめ、関係機関との協議や都市計画審議会への付議などについて、両区が連携しながら都市計画手続きを進める。

5 今後の予定

令和8年10月	都市計画(原案の案)都市計画審議会へ報告
11月	都市計画(原案の案)地元説明会の実施
12月	都市計画(原案)公告・縦覧・意見募集の開始
9年 1月	都市計画(原案)地元説明会の実施(都市計画法第16条)
3月	都市計画(案)東京都協議(都市計画法第19条)
令和9年度	都市計画(案)公告・縦覧・意見募集(都市計画法第17条)
	都市計画審議会へ付議・答申(都市計画法第19条第1項)
	都市計画変更の決定・縦覧(都市計画法第20条)

以 上